平成２５年（フ）第６４２号
埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮201、前住所埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　ＳＳＳさいたま寮Ａ
債務者　川口　定雄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
債務者　太田　博文
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第４号
岩手県九戸郡洋野町種市第74地割135番地39
債務者　滝田　広実
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３１８号
盛岡市三本柳４地割13番地20
債務者　佐々木　瞬
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４４７号
大阪府泉南郡田尻町吉見630番地７
債務者　鹿出　了介
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝野　友樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５５８号
埼玉県狭山市富士見２丁目１番５号　あたご荘101
債務者　星　美喜男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９号
埼玉県狭山市新狭山２丁目24番地の１　プリミテージュ新狭山103
債務者　田村　絵美（旧姓小赤沢）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１９６号
大阪府門真市大橋町３番７号
債務者　根来　弘一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９０号
大阪府豊中市新千里南町２丁目４番７―506号
債務者　植木屋久こと　久野　平和
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９１号
大阪府豊中市新千里南町２丁目４番７―506号
債務者　久野多津美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４８号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目21番12号
債務者　松岡　高子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６８号
大阪市東成区玉津２丁目７番４号
債務者　川本　秀美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７号
奈良市二名４丁目1193番地の112
債務者　梶岡　正明
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７号
堺市南区鉢ヶ峯寺103番地91
債務者　奈須　克己
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８号
高知県香南市赤岡町490番地イ
債務者　谷岡　稔仁
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２号
埼玉県吉川市吉川団地２番11号507
債務者　高鹿　玉枝
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
埼玉県越谷市蒲生寿町18番５号　セラヴィ蒲生302、旧住所埼玉県上尾市柏座１丁目12番３号　柏座ビル201
債務者　黒沢　由香
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係